

第3回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和5年3月28日(金)午後1時30分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 3階 大ホール
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(12名)

1番 佐々木康二	7番 荒川 敏幸
2番 高橋 裕一	8番 田中 信幸
3番 藤中 敏彦	9番 舟山 賢治
4番 朴谷 和夫	11番 木下 和夫
5番 窪 郁夫	12番 太田 正人
6番 杉山 央	13番 住田 哲也
5. 欠席委員(1名) 10番 福田はるみ
6. 議事日程

日程第1	議案第13号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第2	議案第14号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
日程第3	議案第15号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について
日程第4	議案第16号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
日程第5	議案第17号	あっせんの申出者について
日程第6	議案第18号	農業委員会の最適化活動の成果目標及び活動目標の設定について
日程第7	議案第19号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて

その他

番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、農地法第5条による砂利採取申請のための解約でございます。

番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、あっせん申出による解約でございます。

以上、2件につきましては、合意解約成立日から6ヵ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。

議長： 只今、事務局より議案第13号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第13号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第13号については原案のとおり決定をいたします。続きまして、3ページの日程第2、議案第14号、「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。まず、所有権移転の番号1、番号2について事務局より説明をお願いします。

主任： はい。議案第14号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。令和5年3月28日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、〇〇〇〇の〇〇さんご自宅周辺でございます。今回、売主の申し入れに対し、買主が合意した事により、農地法第3条による売買の申請をするものでございます。

番号2、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、〇〇〇〇沿いの〇〇さんご自宅周辺でございます。今回、売主の申し入れに対し、買主が合意した事により、農地法第3条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇歳で、就農から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 1、番号 2 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 14 号、番号 1、番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第 14 号、番号 1、番号 2 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号 3 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。番号 3、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、〇〇〇〇に隣接する農地でございます。今回、売主があっせんによる農地処分を行うにあたり、当該農地が農業振興地域内農用地の区域外農地、いわゆる白地農地のため、あっせんの相手方と農地法第 3 条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇は、会社設立から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第 3 条調査書を後刻ご覧願います。 以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 3 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 14 号、番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第 14 号、番号 3 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、使用貸借の番号 4 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。番号 4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、〇〇〇〇番〇、外〇筆が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は経営移譲に伴う使用貸借契約の更新でございます。申請箇所は、〇〇

〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇、議案〇ページから〇ページ、〇番の図面箇所
で、平成 25 年 3 月に〇〇〇〇さんから息子さんの〇〇〇〇さんに経営移譲
をいたしました。〇年の契約期間が満了するため、農地法第 3 条により使
用貸借の更新を申請するものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇歳で、就農から〇年が経過し、権利取得後におい
ても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問
題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしてお
ります、農地法第 3 条調査書を後刻ご覧願います。 以上です。

議 長： 只今、事務局より、使用貸借の番号 4 について説明がありました。この件
について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 14 号、番号 3 について、
原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい。賛成全員であります。議案第 13 号、番号 4 については原案のと
おり決定をいたします。続きまして、9 ページの日程第 3、議案第 15 号、「農
地法第 5 条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局よ
り説明をお願いします。

主 任： はい。議案第 15 号、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について、次
のとおり、農地の転用について許可申請書の提出があったので意見を求める。
令和 5 年 3 月 28 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇
〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、農地区
分、農用区域内 1 種農地、契約区分、一時転用、転用目的、砂利採取、期
間、令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで、掘削深、8m、内表土
扱、0.3m、本申請につきましては、先ほど、各関係者による事前協議を行
っております。

申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、〇〇〇〇と〇
〇〇〇付近の〇〇さんご自宅周辺の農地でございます。申請内容、土地改良
に係る砂利採取のための一時転用で、完了後は農地に復元することから、農
業振興整備計画の達成に支障を及ぼさないと判断されており、転用は問題な
いと考えます。 以上です。

議 長： 只今、事務局より議案第 15 号について説明がありました。1 種農地を砂
利採取するための一時転用申請であります。この転用申請について委員の皆
さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 15 号、「農地法第 5 条の規

定に基づく許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第 15 号については原案のとおり決定をいたします。後日、許可相当として、北海道農業会議へ諮問いたします。

続きまして、11 ページの日程第 4、議案第 16 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。まず、所有権移転の番号 1 から番号 3 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。議案第 16 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり、農用地利用集積計画（第 3 回）の決定について審議を求める。令和 5 年 3 月 28 日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転の番号 1 から番号 3 については、あっせん委員が同じため併せてご説明いたします。

所有権移転の番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、〇〇〇〇番〇が用悪水路、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、離農のため。あっせん委員は、高橋委員、太田委員、窪委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

所有権移転の番号 2、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、高齢のため。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

所有権移転の番号 3、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇が田、〇〇〇〇番〇が用悪水路、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、高齢のためでございます。なお、番号 3 につきましては、抵当権が設定されている農地のため別途契約するものでございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、3 月 2 日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 1 から番号 3 について説明がありました。この件について、あっせん委員長の高橋委員より、補足説明をお願いします。

高橋委員： みなさんこんにちは。1 番から 3 番の今までの耕作者と、今回買う方が同じという事で、図面を見ていただければわかりますが、これは耕作者が造成して負担した部分で、造成前は水田がいずれも〇反以下という事で条件的には悪い条件でした。そういうことで、この 3 件とも 10a 当たり〇〇〇〇円ということで、契約させていただいております。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号 1 から番号 3 について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 16 号、番号 1 から番号 3 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第 16 号、番号 1 から番号 3 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号 4 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。12 ページをご覧ください。所有権移転の番号 4、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、相続した農地を耕作できないため、あっせん委員は、木下委員、藤中委員、舟山委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、3 月 17 日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 4 について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の木下委員より、補足説明をお願いします。

木下委員： 只今の事務局の説明のとおりでございます。水田については 10a 当たり 〇〇〇〇円で決めさせていただきました。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号 4 について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 16 号、番号 4 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第 16 号、番号 4 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号 5 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。所有権移転の番号 5、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合

計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、相続した農地を耕作できないため、あっせん委員は、杉山委員、福田委員、荒川委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、3月8日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号5について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の杉山委員より、補足説明をお願いします。

杉山委員： 只今事務局の説明とおりで、部分的に以前圃場が3枚ありまして用排水の落としと、田落としの水の落としと、一部ぬかるみがあるという事で直しましたが、ぬかるみが依然としてあり機械が入れないという事で、10a当たり〇〇〇〇円となりました。もう1枚の圃場は〇〇〇〇円となりました。以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号5について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第16号、番号5について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい。賛成全員であります。議案第16号、番号5については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号6について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主 任： はい。所有権移転の番号6、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇番〇が畑、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、作付、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、福田委員、杉山委員、荒川委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、3月7日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号6について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の福田委員が欠席しておりますので、事務局から補足説明をお願いします。

局 長： 福田委員が欠席されておりますので、事務局で補足説明させていただきます。まず田については、田の一部にぬかるみがあるという事で、10a当たり〇〇〇〇円とお聞きしております。また、作付の〇〇〇〇aの畑につきましては、

原野化しているという事でこの部分につきましては金額に入れず、田の一部に約〇aの畑があるということで、その分につきましては10a当たり〇〇〇〇円ということでお聞きしております。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号6について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第16号、番号6について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第16号、番号6については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号7について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。所有権移転の番号7、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、〇〇〇〇番〇、外〇筆が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、作付、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、相続した農地を耕作できないため、あっせん委員は、田中委員、佐々木委員、朴谷委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、3月10日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号7について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の田中委員より、補足説明をお願いします。

田中委員： 事務局より説明がありましたが、水張を〇〇〇〇aに訂正していただきたいなと思います。それで田につきましては10a当たり〇〇〇〇円、畑については農地開発畑ということで、〇〇〇〇円の値段を付けました。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号7について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第16号、番号7について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第16号、番号7については原案のとおり決定をいたします。続きまして、13ページの利用権設定の新規、番号8

から番号 10 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主 任： はい。利用権設定の新規、番号 8、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は高齢のため、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以下、番号 9 まで貸主が同一であります。

利用権設定の新規、番号 9、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は高齢のため、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号 10、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、〇〇〇〇番〇、外〇筆が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇及び〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以上です。

議 長： 只今、事務局より、利用権設定の新規、番号 8 から番号 10 について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 16 号、番号 8 から番号 10 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい。賛成全員であります。議案第 16 号、番号 8 から番号 10 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、利用権設定の継続、番号 11 から番号 23 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主 任： はい。議案 14 ページをご覧ください。利用権設定の継続でございますが、継続案件のため、経営面積、うち借入面積、申請理由につきましては、説明を省略させていただきます。

番号 11、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。以下、番号 10 につきましても貸主が同一であります。

番号 12、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。

番号 13、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、

水張、〇〇〇〇 a。

15 ページをお開き願います。番号 14、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。

番号 15、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。

番号 16、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。以下、番号 19 まで借主が同一であります。

番号 17、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。

番号 18、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。

番号 19、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。

16 ページをご覧ください。番号 20、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。以下、番号 21 についても借主が同一であります。

番号 21、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。

番号 22、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇 a。以下、番号 23 についても借主が同一であります。

番号 23、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。 以上です。

議長： 只今、事務局より、利用権設定の継続、番号 11 から番号 23 について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 16 号、番号 11 から番号 23 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 16 号、番号 11 から番号 23 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、23 ページの日程第 5、議案第 17 号、「あっせんの申出者について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。議案第 17 号、あっせんの申出者について、令和 5 年 3 月 28 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、〇〇〇〇番〇、外〇筆が登記地目、現況地目とも田、〇〇〇〇番〇が登記地目が宅地、現況地目が田、〇〇〇〇番〇が登記地目が原野、現況地目が田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、申出理由は、高齢のためでございます。申出箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、〇〇〇〇から〇〇〇〇に分岐する〇〇さんご自宅近くの農地でございます。

続きまして、番号 2、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、登記地目、現況地目とも田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、申出理由は、相続した農地を耕作できないためでございます。申出箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、〇〇〇〇に面した〇〇〇〇近くの農地でございます。以上です。

議長： それでは、あっせん委員を指名いたします。番号 1 の〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件については、田中委員、荒川委員、高橋委員にお願いいたします。

番号 2 の〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件については、窪委員、木下委員、わたくし、住田にお願いします。

只今、あっせん委員に指名されました委員におかれましては、何かとお忙しい時期ではありますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、26 ページの日程第 6、議案第 18 号、「農業委員会の最適化活動の成果目標及び活動目標の設定について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。議案第 18 号、農業委員会の最適化活動の成果目標、及び活動目標の設定について、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定による、農業委員会活動の最適化活動の成果目標、及び活動目標の設定について審議を求める。令和 5 年 3 月 28 日提出、当麻町農業委員会会長名、別とじでお配りしています、別紙 1 により、ご説明させていただきます。

本件につきましては、平成 28 年 4 月改正の農業委員会法に基づき、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を目的として、法制化されたもので、平成 29 年より毎年総会にて、「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定」を審議、承認を頂いたのち、計画に沿って日々の活動を行ってきたところであります。この内容で承認いただきましたならば、4 月末までに町ホームページに公開しますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは別紙 1、「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてご説明いたします。I、令和 5 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況でございますが、1 番の農業委員会の現在の体制については、令和 2 年 7 月 20 日に改選になりました、新制度に基づく構成人数となっております。2 番の農家・農地等の概要につきましては、農林水産省がまとめております「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」及び「農地の利用状況調査」等に基づき、記入することとなっております。

2 ページをご覧ください。2 ページからは最適化活動の目標の記載となっております。1 番の最適化活動の成果目標ですが、①現状及び課題で、集積率は 95.4%であることを、②の目標で令和 5 年度の新規集積面積を 30ha とすることを記載しています。新規集積面積目標につきましては、算定根拠となります認定農業者数が、高齢化などの理由から、年々、減少傾向にある現状

を考慮し、一昨年より 30ha と設定させていただいております。

続きまして、(2) 遊休農地の解消についてですが、②の遊休農地の解消面積欄については、国の方針としては 5 年間で遊休農地を全て解消するように示していますので、1 年あたり 11ha の 5 分の 1 の 2.2ha と記載するところですが、当町の現状は 11ha 全てが所有者不明の同一の方の遊休農地ですので、解消目標面積は 11ha に設定させていただいています。早急に解消できるよう、関係機関と協力しながら働きかけを行っていくとともに、農地の利用状況調査、農地パトロールを実施し、必要な場合はあっせんや利用関係の調整を行うこととしております。

3 ページをご覧ください。(3) 新規参入の促進、②目標の新規参入者への貸付け等の農地面積は、権利移動面積の 1 割に当たる 37.6ha に設定しております。

次に 2 番の最適化活動の活動目標となりますが、(1) 最適化活動を行う日数目標は、1 人当たりの活動日数を月に 4 日と設定しております。こちらについては過去の活動記録簿から、1 ヶ月当たりの活動日数の平均と、(2) 活動強化月間の設定目標の日数を勘案して、4 日と設定しています。(2) の活動強化月間の設定目標は、4 月から 9 月は遊休農地の解消として、圃場への行き来等の際に遊休・荒廃農地が発生していないか確認していただくことと、10 月から 1 月は新規参入の促進として、新規参入希望者の相談を受けましたら、事務局等関係機関と協力して対応すること、10 月から 3 月は農地の集積として、円滑にあっせんが成立するように事務をすること、以上 3 つを設定しています。

最後に (3) 新規参入相談会への参加目標ですが、札幌市で開催される相談会を目標に設定していますが、旭川市内で開催される場合はそちらに切り替える場合もございます。

以上、令和 5 年度最適化活動の目標の設定(案)としてご審議いただきますようご提案いたします。以上です。

議 長： 只今、事務局より、議案第 18 号について説明がありました。目標の設定内容等について、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 18 号、「農業委員会の最適化活動の成果目標及び活動目標の設定について」について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい。賛成全員であります。議案第 18 号については原案のとおり決定をいたします。続きまして、27 ページの日程第 7、議案第 19 号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主 任： はい。議案第 19 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見

直しについて、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて審議を求める。令和5年3月28日提出、当麻町農業委員会会長名。別とじでお配りしております、別紙2-1及び別紙2-1をご覧ください。

本件につきましては、平成28年4月改正の農業委員会法に基づき、平成30年1月にご審議をいただき、制定したものでございますが、令和5年4月1日から改正農業委員会法が施行されることに伴い、現行の法律に基づく現在の指針に追加しなければならない項目がございますことから、ご提案を申し上げます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。なお、本件におきましても、町ホームページにおいて公開することになっておりますので併せてお願い申し上げます。

それでは別紙2-1、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、ご説明いたします。

本指針は、先程ご審議いただきました、農業委員会活動の目標と達成に向けた活動計画を中期的に示したものであり、第1、基本的な考え方、第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法、そして新たに第3、「地域計画」の目標を達成するための役割の3項目で構成をしております。

今回、検証・見直しを行うにあたりましては、毎年度実施しております、農業委員会活動の目標と達成に向けた活動計画にリンクさせた形により、内容を精査させていただいております。具体的には、別とじでお配りしております、別紙2-2、見直しに係ります、新旧対照表によりご説明を申し上げます。左の欄が見直し前、右の欄が見直し後となっております。

まず、第1の基本的な考え方でございますが、中段の中ほどでございます、「地域計画」の策定により長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すことになる旨の見直しでございます。

2ページをご覧ください。第2の具体的な目標、推進方法及び評価方法の1の(1)、遊休農地の解消目標でございますが、改正時の現状といたしまして、令和5年3月現在における数値などを追加表記しております。なお、令和15年における目標数値は、変更せずに遊休農地「ゼロ」を目指すこととしております。

3ページをご覧ください。中段の(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法については、今回の改正により新たに追加された項目で、進捗状況は、遊休農地の割合により評価することになります。

4ページをお開き下さい。2番の(1)、担い手への農地利用集積目標と5ページの【参考】担い手の育成・確保では、同じく令和5年3月現在における数値などを表記しております。令和15年における目標数値につきましては、本町における担い手が減少すると想定しております。

6ページをお開き願います。下段の(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法は新たに追加された項目で、進捗状況は農地の集積率により評価することになります。

6ページをご覧ください。3番の(1)新規参入の促進目標では、現状の数値を表記するとともに、最終年の目標数値において、令和5年度に2人の新規参入者の実績があり、また、下限面積の廃止など新規参入をしようとする者に対するの制度改正や規制緩和などの措置が講じられた状況を踏まえ、目標設定をさせていただいております。

7ページをお開き願います。上段の(3)新規参入の促進の評価方法は新たに

追加された項目で、進捗状況は新規参入者の数により評価することになります。

第3「地域計画」の目標達成するための役割が新たに追加され、農業委員会が担う役割が示されております。

以上、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直し（案）としてご審議いただきますようご提案いたします。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第19号について説明がありました。指針の検証・見直し等について、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第19号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて」について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第19号については原案のとおり決定をいたします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議長： 農林業振興課。

農林業振興課： 特にごございません。

議長： 農業センター。

農業センター： はい、農業センターでは今週木曜日まで図面の受付を行っております。受付の中で畑地化促進事業の現状と、肥料高騰対策についてのご案内させていただいております。肥料高騰対策事業につきましては、6月以降の受付と考えていますので、またご案内いたしたいと思っております。センターからは以上です。

議長： 土地改良区。

土地改良区： 土地改良区からはございません。

議長： 農協。

農 協： 農協も特にございません。

議 長： 普及センター。

普及センター： はい。テレビ等で既に報道で出ておりますけども、千歳市で鳥インフルエンザの被害が出たということで、上川の普及センターの職員が出向いてお手伝いすることになっております。もしかすると、こちらの方にも被害が出ることも考えられますので、もし野鳥の死骸等を見つけたら、普及センターの方にお知らせ願いたいと思います。
また平成 27 年から大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長： 共済組合。

共済組合： 共済組合からは特にございません。

議 長： 以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

局 長： 【事務連絡】

議 長： それでは、次回、令和 5 年 4 月の農業委員会総会の日程であります、4 月 25 日、火曜日、13 時 15 分からの予定といたします。本格的な農作業が始まり、何かとお忙しい時期ではありますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしく願いいたします。
これを持ちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願います。礼。

全 員： ご苦労さまでした。

【閉会 午後 2 時 33 分】